



広報

すみた

2014

3

No654

それぞれの決意を胸に旅立ち

3/1 住田高校「卒業式」

旅立ちの日を迎えた卒業生26人に対し、佐藤政則校長から卒業証書が授与されました。卒業証書を受け取った卒業生は、それぞれの希望を胸に、今後のさらなる飛躍を誓っていました。



## 3月の主な内容

- P 2 役場新庁舎の構造を紹介します
- P 8 国保税・後期高齢者医療保険料率を改正
- P12 まちの話題『SUMITA うおっちんぐ』
- P15 マナビィ通信
- P17 国民年金制度が変わります
- P 4 町長施政方針
- P10 12月議会
- P14 地域住民活動情報
- P16 特定健康診査の結果報告について
- P18 お知らせ ほか

## TOPICS①



①拝礼を行う多田町長②大工の方々による「うたい」③町民ら500人が参加した餅まき

## 新庁舎の無事を祈願した「上棟式」

3月23日、上棟式が役場

新庁舎建設地で行われ、町・工事関係者ら約90人が出席しました。午前10時から行われた式典では、建物内の四隅を塩・米・酒で清める「四方祓いの儀」にはじまり、各関係団体ごとの「拝礼」、大工による「うたい」、「神酒拝戴」などが行われました。

本来、「隅餅」は家の跡取りが餅を落とさないよう目に掴むのが習わしとされますが、この日は、本町の未来を担う、町内4小中学校の代表者をその大役に抜擢。4人とも真剣な表情で、慎重に餅を掴んでいました。

その後、町民ら500人が参加した「餅まき」、建物の1階部分を見学スペークスとして開放した「現場見学会」が行われ、参加者たちは新庁舎の完成に思いを馳せていました。

# 役場新庁舎の構造を紹介します



町が、昨年から進めている役場新庁舎建設事業は、建て方作業がほぼ終了し、建物全体の姿を確認することができるようになりました。  
3月23日には上棟式が行われ、町・工事関係者など約90人が参加し、棟上げまでの工事が終了したことに対し感謝するとともに、建物が無事に完成するようにと祈願をしました。ここでは、役場新庁舎の特徴的な構造を紹介するとともに、上棟式の様子などについてお伝えします。

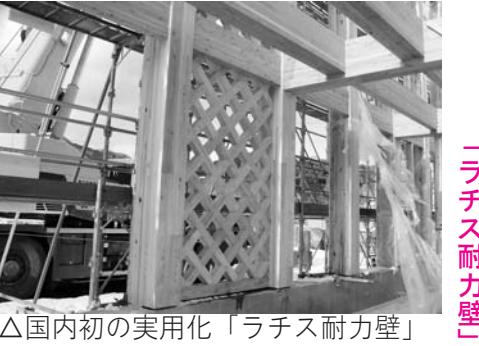
### ■役場新庁舎の主な構造について

本年8月の完成を目指し、建設が進められている役場新庁舎の構造のうち、特徴的な点をいくつか紹介します。

#### ①木造ながら準耐火構造

町産材を多く活用した建物は、多くの木材部分が露出しますが、「燃えしろ設計」を採用することで、木造でありながらも準耐火構造としての基準をクリアしています。

「燃えしろ設計」とは、柱や梁の断面を通常の構造基準より大きくすることで、万が一火災が発生し柱や梁が燃焼した場合でも、一定時間にわたり木材の芯部の強度が確保され、建物が容易に倒壊しないようにするものです。

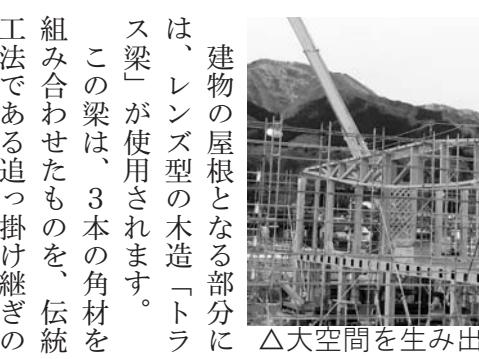


△国内初の実用化「ラチス耐力壁」

#### ②強い耐震性能を備える「ラチス耐力壁」

また、格子状に組むことで、採光性や通風性に優れ点も特徴の一つです。なお、この「ラチス耐力壁」が実用化されるのは、本庁舎が全国初となり、各

この方式により、必要最小限の支柱で大きな力を支えることが可能となります。新庁舎では、「トラス梁」によって2階部分は、支柱と支柱の間の距離を大きくとることができ、柱の無い大空間を可能にしています。



△大空間を生み出す「トラス梁」

方面から高い注目を集めています。  
②空間を広く活用できる「トラス梁」

## TOPICS③



### 町民ホールに4本の象徴木を設置

2月27日、1階の町民

ホール内に、4本の象徴木が設置されました。象徴木となるのは、町内産のスギで、太いもので直径1・4メートル（樹齢140年）もあります。設置作業は、クレーン車で木を吊り下げ、建物の上部から搬入する形で進められ、約2時間の作業を終え、役場新庁舎の新たなシンボルとなる4本の大木が、無事に設置されました。

## TOPICS②



### 世田米小児童が建設工事現場を見学

2月27日、世田米小学校

（佐々木郁男校長）4年生の児童17人が、新庁舎建設現場の見学に訪れました。見学では、町庁舎建設室職員らが案内役を務め、「役場庁舎を建てるために使われる木は何本？」などといったクイズを織り交ぜながら、建物の特徴などを説明しました。児童たちは、新庁舎の構造などを楽しみながら学んでいました。



### ◇林業を振興します



#### ◇保健医療の充実

子どもから高齢者まで、

重要性が高まる「自主防災組織」

国保財政の健全化に向け、  
収納率の向上に加え、国保  
税率の引き上げにより保険  
税収入の確保を図つてまい  
ります。また、重複受診の  
抑制などにより医療費の適  
正化を推進するとともに、

#### ◇商工業を振興します

##### 商工業の拡大、活性化を

図るため、関係団体と連携

して、核となる木工団地の経

営安定化を引き続き最優先

課題として、木材流通シス

テムの充実強化を進めると

ともに、木質バイオマスエ

ネルギー、カーボンオフ

セット、森林認証制度など

について関係機関団体との

協調を図つてまいります。

また、持続可能な森林づ

くりに向けては、町内森林

所有者に対する森林経営計

画制度の普及及び計画策定

支援により、林地の集約化、

施業の効率化を推進し、長

期的な視点に立った森林整

備、木材生産の促進に努め

てまいります。

さらに、本年の秋には「全

国木のまちサミット」を本

町で開催予定であります。

このサミットは、木材の

利用に積極的に取り組んで

いる地域自らが、主体的・

積極的にこれらを全国にア

ピールするとともに、木材

の重要性などの発信を通じ

て木材利用の流れを加速化

することを目的としており

ます。本町の取組みについ

ても全国に発信し、さらな

いります。

このサミットは、木材の

利用に積極的に取り組んで

いる地域自らが、主体的・

積極的にこれらを全国にア

ピールするとともに、木材

の重要性などの発信を通じ

て木材利用の流れを加速化

することを目的としており

ます。本町の取組みについ

ても全国に発信し、さらな

いります。

### ◇観光を振興します



本町を代表する観光地「滝観洞」

町内の有形無形の資源を活用した、体験型観光の推進を図りながら、体験、交流人口を増やすとともに、周辺市町と連携した、教育旅行や管内を周遊する観光などにより、誘客を進めてまいります。

再生可能エネルギーにつきましては、公共施設に木質バイオマスエネルギーや太陽光発電システムを導入するとともに、補助制度の確保を図つてまいります。

射線量については、町内主のマッチングの機会を設定し、新たな雇用の確保、産業の育成強化に努めてまいります。

### ◇環境施策の推進

第3次住田町環境基本計画に基づき、町民・事業者・

ります。

簡易水道事業につきまし

ては、安全で安定的な供給、接続率の向上に努めるとともに、坂本・恵蘇地区簡易水道施設の全体調査を進めています。

また、原発事故に伴う放

射線量については、町内主

の構築に寄与してまいります。

要箇所における測定を継続

し、引き続き状況を監視してまいります。

再生可能エネルギーにつ

きましては、公共施設に木

質バイオマスエネルギーや

太陽光発電システムを導入

するとともに、補助制度の

確保を図つてまいります。

また、浄化槽設置事業に

つきましては、水環境の保

全を図るため、啓発普及拡

大を行い、受益者の公平性

は、施設の有効活用を図り、

下水道事業につきましては、施設の有効活用を図り、接続率の向上に努めてまいります。

再生可能エネルギーにつ

きましては、公共施設に木

質バイオマスエネルギーや

太陽光発電システムを導入

するとともに、補助制度の

確保を図つてまいります。

また、浄化槽設置事業に

つきましては、水環境の保

全を図るため、啓発普及拡

大を行い、受益者の公平性

は、施設の有効活用を図り、

下水道事業につきましては、施設の有効活用を図り、接続率の向上に努めてまいります。

再生可能エネルギーにつ

きましては、公共施設に木

質バイオマスエネルギーや

太陽光発電システムを導入

するとともに、補助制度の

確保を図つてまいります。

また、浄化槽設置事業に

つきましては、水環境の保

全を図るため、啓発普及拡

大を行い、受益者の公平性

は、施設の有効活用を図り、

下水道事業につきましては、施設の有効活用を図り、接続率の向上に努めてまいります。

再生可能エネルギーにつ

きましては、公共施設に木

質バイオマスエネルギーや

太陽光発電システムを導入

するとともに、補助制度の

確保を図つてまいります。

また、浄化槽設置事業に

つきましては、水環境の保

全を図るため、啓発普及拡

大を行い、受益者の公平性

は、施設の有効活用を図り、

下水道事業につきましては、施設の有効活用を図り、接続率の向上に努めてまいります。

再生可能エネルギーにつ

きましては、公共施設に木

質バイオマスエネルギーや

太陽光発電システムを導入

するとともに、補助制度の

確保を図つてまいります。

また、浄化槽設置事業に

つきましては、水環境の保

全を図るため、啓発普及拡

大を行い、受益者の公平性

は、施設の有効活用を図り、

下水道事業につきましては、施設の有効活用を図り、接続率の向上に努めてまいります。

再生可能エネルギーにつ

きましては、公共施設に木

質バイオマスエネルギーや

太陽光発電システムを導入

するとともに、補助制度の

確保を図つてまいります。

また、浄化槽設置事業に

つきましては、水環境の保

全を図るため、啓発普及拡

大を行い、受益者の公平性

は、施設の有効活用を図り、

下水道事業につきましては、施設の有効活用を図り、接続率の向上に努めてまいります。

再生可能エネルギーにつ

きましては、公共施設に木

質バイオマスエネルギーや

太陽光発電システムを導入

するとともに、補助制度の

確保を図つてまいります。

また、浄化槽設置事業に

つきましては、水環境の保

全を図るため、啓発普及拡

大を行い、受益者の公平性

は、施設の有効活用を図り、

下水道事業につきましては、施設の有効活用を図り、接続率の向上に努めてまいります。

再生可能エネルギーにつ

きましては、公共施設に木

質バイオマスエネルギーや

太陽光発電システムを導入

するとともに、補助制度の

確保を図つてまいります。

また、浄化槽設置事業に

つきましては、水環境の保

全を図るため、啓発普及拡

大を行い、受益者の公平性

は、施設の有効活用を図り、

下水道事業につきましては、施設の有効活用を図り、接続率の向上に努めてまいります。

再生可能エネルギーにつ

# 国民健康保険税率 後期高齢者医療保険料率が改正されます

別表1◆国民健康保険税率改正前後の比較

区分	現行	改正後
医療分	所得割	5.0%
	資産割	25.9%
	均等割	18,500円
	平等割	14,500円
後期高齢者支援分	所得割	2.5%
	資産割	12.5%
	均等割	8,900円
	平等割	7,200円
介護分	所得割	1.7%
	資産割	11.5%
	均等割	8,800円
	平等割	5,100円

## ○各区分ごとの算出方法

- ・所得割=(前年の総所得金額-基礎控除[33万円])×税率
- ・資産割=当該年度の固定資産税額×税率
- ・均等割=世帯内の国民健康保険加入者の人数×税額
- ・平等割=1世帯ごとの税額

## <試算例>

### ①65歳以上の2人世帯の場合

年金収入：夫1,200,000円 妻1,000,000円  
合計所得：0円 固定資産税：20,000円

現行	改正後	増減
年税額 30,600円	37,200円	+6,600円

### ②40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯の場合

事業所得：夫1,330,000円 妻収入なし  
合計所得：1,330,000円 固定資産税：50,000円

現行	改正後	増減
年税額 240,000円	288,400円	+48,400円

平成26年4月1日から、国民健康保険(国保)税率および後期高齢者医療保険料率が改正されます。加入者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、各医療制度の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いします。

それぞれの改正内容について、お知らせします。

## 国民健康保険税

### ■税率改正の背景

国保制度は、加入者全員で健康を損ねた人を助け、支えあうことを趣旨としています。ただく国保税などによって、病気などで医療機関を受診した際の医療費の一部を、負担する制度です。

現在、町の国保財政は、高齢化の進行や医療技術の高度化などにより、保険給付費などが増加する一方、保険加入者の減少などにより、収入額が減少傾向にあります。また、平成25年度の単年度収支は、昨年に続き赤字となる見込みで、この赤字を補うため、国保財政調整基金から約4900万円の取り崩しを予定しています。

国保税は、医療などに係る保険給付を行うための「医療分保険税」と、後期高齢者医療保険を支えるための「後期高齢者医療保険税」、そして介護保険を支えるための「後期高齢者医療保険税」を合算した金額が、被保険者(40歳以上65歳未満)を対象とした「介護分保険税」を含算した金額が、1年間の税額となります。平成26年度の保険税額は、平成25年中の所得に応じて、本年7月に決定します。詳しくは、7月中旬に送付予定の決定通知書をご確認ください。

平成21年度末に1億円を超えていた基金は、平成25年度末は約1100万円まで減少する見込みです(別表2)。

別表3◆後期高齢者医療保険料 改正前後の比較

区分	現行 (平成24・25年度)	改定後 (平成26・27年度)
被保険者均等割額	35,800円	38,000円
所得割率	6.62%	7.36%
年間保険料の上限額	55万円	57万円
※一人あたりの保険料(県平均)	37,705円	40,115円

### ※保険料の計算方法

保険料は、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額(100円未満切り捨て)として算出されます。

保事業の健全な運営を維持するため、町議会3月定例会での議決を経て、平成26年度からの国保税率を改正することになりました(別表1)。なお、今回の増額改正は、平成16年度以来、実質10年ぶりの改正となります。

このような状況から、国保税は、医療などに係る保険給付を行なうための「医療分保険税」と、後期高齢者医療保険を支えるための「後期高齢者医療保険税」、そして介護保険を支えるための「後期高齢者医療保険税」を合算した金額が、被保険者(40歳以上65歳未満)を対象とした「介護分保険税」を含算した金額が、1年間の税額となります。平成26年度の保険税額は、平成25年中の所得に応じて、本年7月に決定します。詳しくは、7月中旬に送付予定の決定通知書をご確認ください。

## 後期高齢者医療保険料

### ■保険料率改正の背景

後期高齢者医療制度は、財政運営期間を2年間とし、保険料で賄う仕組みとなっていますが、県内の高齢者人口の増加や、医療の高度化で一人当たりの医療費が度全體でかかる医療費が増大する見込みとなつたため、高額化したことと伴い、制度

### ■岩手県内の状況

岩手県内の被保険者数は、始まりました(別表3)。生じました(別表3)。

岩手県内の被保険者数は、

### ■軽減措置を拡大

後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得金額に応じて軽減措置が適用されます。平成26年度からは、次のとおり軽減が拡大されます。

### ○均等割額の5割軽減の対象者を拡大

これまで、被保険者が世帯主で、世帯の中にほかの被保険者がいない場合、均等割額の5割軽減は適用されませんでしたが、所得金額に応じて軽減が適用されることとなりました。

### ○均等割額の2割軽減の適用基準を見直し

また、軽減措置の適用基準が変更され、これまで2割軽減を受けていた方でも5割軽減になる場合があり、保険料負担がより軽くなります。

### ○所得額に応じた

所得割額の5割軽減

### ■平成26年度

例えば、夫婦二人世帯でともに被保険者の場合、軽減適用となる対象所得金額が、これまでの103万円以下から123万円以下まで拡大されます。

### ■平成26年度

所得割額を負担する被保険者のうち、対象所得金額が58万円以下の場合は、所得割額の5割軽減を受けることができる。

### ■平成26年度

詳しく述べてあるように、安心して医療を受けたいだけるよう、安定した医療保険事業の運営を目指していきますので、引き続

### ■問い合わせ

町では、被保険者の皆さんに安心して医療を受けていただけるよう、安定した医療保険事業の運営を目指していきますので、引き続

### ■問い合わせ

付予定の決定通知書をご確認ください。

### ■問い合わせ

詳しく述べてあるように、安心して医療を受けていただけるよう、安定した医療保険事業の運営を目指していきますので、引き続







## 特定健康診査の結果報告について

町では、生活習慣病の予防、早期発見を目的に、「特定健康診査」を毎年実施しています。

このほど、平成25年度の健診結果をとりまとめましたので、お知らせします。

### 住田町の健診結果

平成25年度の本町における特定健診受診者数は55人（人間ドック含む）となり、平成24年度と比べ、20人増加しました。健診結果は、4段階の判

○別表1 受診者数と判定内訳

年度	受診者数	健診結果			
		A1	A2	B	C
25	552人	4人	27人	195人	326人
24	532人	11人	19人	198人	304人
比較	(+20)	(-7)	(+8)	(-3)	(+22)

○別表2 有所見項目内訳(10月実施分)

	25年度	24年度	比較
受診者数	383人	356人	(+27)
HbA1c	68.1%	35.1%	(+33.0)
LDL	54.8%	53.9%	(+0.9)
血圧	49.3%	46.9%	(+2.4)
血糖値	46.5%	26.1%	(+20.4)
BMI	38.9%	36.8%	(+1.9)

定(A1、A2、B、C)で示されます。10月に実施した本町の健診結果のうち、注意が必要とされるB(要指導)、C(要医療)の判定が最も多くみられたのはHbA1c(ヘモグロビンエーワンシー)という、血糖値の異常を示す項目でした。昨年と比較し、異常を示す方の割合が大幅に増えています。次いで多かったのがLD(悪玉コレステロール)。

健診は自覚できない身体の変化に気がつき、改善できる機会を得るためにもので、自分の身体をよく知り、健診結果を今後の生活の改善に生かせるように心がけましょう。

### + 症状が現れなくても注意が必要です

で、血压、血糖値、BMI(肥満度)と続いています。など、命にかかる病気につながる危険性があります。

しかし、健診を受け、何

つからの異常を指摘されても、症状が現れない場合も

あります。

健診は自覚できない身体

の変化に気がつき、改善で

きる機会を得るためにもの

ですでの、自分の身体をよ

く知り、健診結果を今後の

生活の改善に生かせるよう

に心がけましょう。

### + 健康相談は随時受け付けます

町では、特定健診を受け、生活習慣の改善が望ましいとされる方を対象に「特定保健指導」を行っています。この「特定保健指導」は、生活習慣をどのように改善したら良いか、一緒に考える機会とするものです。平成25年度の特定保健指導対象となる方には、既に

●未支給年金の請求権者の範囲を拡大

未支給年金を請求できる範囲が、現在の「配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹」から、生計を同じくする3親等以内の親族（おい、めい、子の配偶者など）まで拡大されます。（法施行後のみの死亡に限る）。

### ★問い合わせ

保健福祉課健康推進係

内線 (713)

改悪

老齢基礎年金の受給権取

得日から5年経過した日

（70歳到達日）より後に繰り

下げ支給の申し出をした場

合、5年経過した日時点か

ら増額された年金が支給さ

れます。

●障害年金の額改定請求に

障害年金の受給者の障が

いの程度が悪化した場合の

額改定請求には、1年の待

機期間が設けられています

が、明らかに障がいの程度

が変わった場合は、待機期

間でない場合、受給者の世帯員は、受給者が所在不明である旨を届け出なければなりません。これにより年金の支給は一時差し止めとなります。

●所在不明の年金受給者に係る届け出の義務化

年金受給者の所在が明ら

かでない場合、任意加入の被保険者で

あった期間中（昭和60年法改正前の厚生年金加入者の配偶者や改正後の海外在住者など）の保険料の未納期間（カラ期間）を合算対象

期間に参入します。

●任意加入中の保険料未納

任意加入の被保険者で

ある旨を届け出なければ

なりません。これにより年

金の支給は一時差し止めと

なります。

●問合わせ

保健福祉課健康推進係

内線 (713)

改悪

老齢基礎年金の受給権取

得日から5年経過した日

（70歳到達日）より後に繰り

下げ支給の申し出をした場

合、5年経過した日時点か

ら増額された年金が支給さ

れます。

●障害年金の額改定請求に

障害年金の受給者の障が

いの程度が悪化した場合の

額改定請求には、1年の待

機期間が設けられています

が、明らかに障がいの程度

が変わった場合は、待機期

間でない場合、受給者の世帯員は、受給者が所在不明である旨を届け出なければなりません。これにより年

金の支給は一時差し止めと

なります。

●所在不明の年金受給者に係る届け出の義務化

年金受給者の所在が明ら

かでない場合、任意加入の被保険者で

あった期間中（昭和60年法

改正前の厚生年金加入者の

配偶者や改正後の海外在住

者など）の保険料の未納期

間（カラ期間）を合算対象

期間に参入します。

●任意加入中の保険料未納

任意加入の被保険者で

ある旨を届け出なければ

なりません。これにより年

金の支給は一時差し止めと

なります。

●問合わせ

保健福祉課健康推進係

内線 (713)

改悪

老齢基礎年金の受給権取

得日から5年経過した日

（70歳到達日）より後に繰り

下げ支給の申し出をした場

合、5年経過した日時点か

ら増額された年金が支給さ

れます。

●障害年金の額改定請求に

障害年金の受給者の障が

いの程度が悪化した場合の

額改定請求には、1年の待

機期間が設けられています

が、明らかに障がいの程度

が変わった場合は、待機期

間でない場合、受給者の世帯員は、受給者が所在不明である旨を届け出なければ

なりません。これにより年

金の支給は一時差し止めと

なります。

●所在不明の年金受給者に係る届け出の義務化

年金受給者の所在が明ら

かでない場合、任意加入の被保険者で

あった期間中（昭和60年法

改正前の厚生年金加入者の

配偶者や改正後の海外在住

者など）の保険料の未納期

間（カラ期間）を合算対象

期間に参入します。

●任意加入中の保険料未納

任意加入の被保険者で

ある旨を届け出なければ

なりません。これにより年

金の支給は一時差し止めと

なります。

●問合わせ

保健福祉課健康推進係

内線 (713)

改悪

老齢基礎年金の受給権取

得日から5年経過した日

（70歳到達日）より後に繰り

下げ支給の申し出をした場

合、5年経過した日時点か

ら増額された年金が支給さ

れます。

●障害年金の額改定請求に

障害年金の受給者の障が

いの程度が悪化した場合の

額改定請求には、1年の待

機期間が設けられています

が、明らかに障がいの程度

</div

# お知らせ

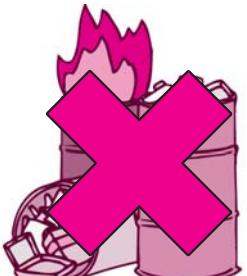
※行事の予定については、各世帯に配布した「健康とくらしの予定表」でご確認ください。

## ■野外焼却は禁止されています！！

畠や空き地など、野外でごみなどの廃棄物を焼却する行為は原則として禁止されており、違反した場合は罰則があります（ドラム缶や基準を満たさない家庭用焼却炉での焼却も同様です）。

ただし、次のような行為で周辺住民に迷惑がかかる場合は、やむを得ないものとして例外的に認められています。

- 稻わら、田畠で除草した草、剪定した枝など、農林業を営むためにやむを得ない焼却
- 木くずや落ち葉など一般家庭での軽微な焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- 国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却



★問い合わせ 町民生活課 住民環境係 ☎46-2111 内線（133）

### コミュニティバスの運行時刻変更について

平成26年4月7日（月）から、「川口上有住駅線」が夏時間の運行になります。

#### ★時刻表について

4月6日（日）に各停留所の時刻表を更新しますので、ご確認ください。

また、時刻表は車内および役場窓口でも配布しています。

#### ★問い合わせ

町づくり推進課 企画調査係 ☎46-2114 内線（223）

※4月から企画財政課となります。

### 平成26年春の農作業安全月間

4月15日から6月15日までは、春の農作業安全月間です。

農作業車は、軽微な操作ミスでも大きな事故につながります。急ハンドルや無理な操作は行わず、安全運転を心がけましょう。

#### ★問い合わせ

産業振興課 安全農業推進係

☎46-3861 内線（315）

※4月から農政課となります。



住田住宅産業(株) ☎46-2465



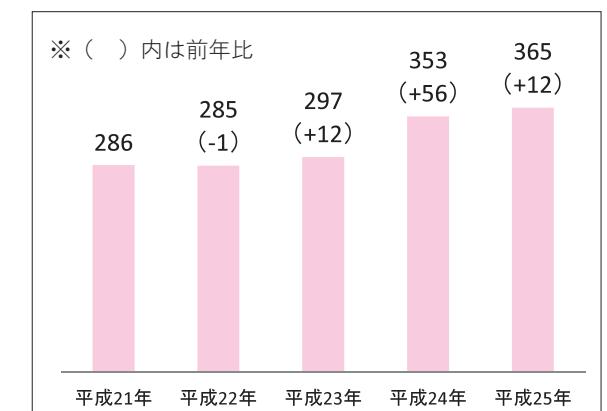
R107 ありす畜産直売所 TEL0192(46)2286

## 救急車の適正利用にご協力をお願いします！

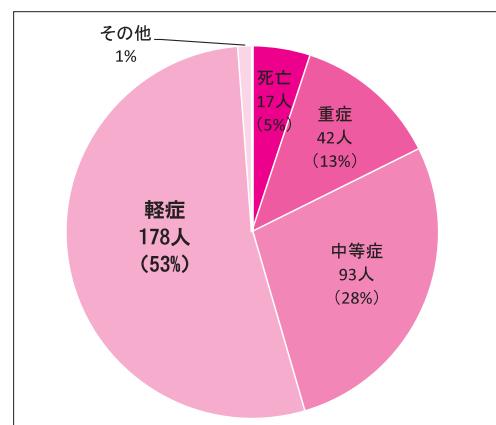
### ○軽い症状による救急搬送が年々増加しています！

近年、軽い症状でも救急車を利用する方が増え、住田分署管内における救急出動件数は年々増加している状況です（別表1）。また、平成25年中に救急車で搬送された方の53%が軽症（別表2）と診断されています。これは、事故による大ケガや病気などで緊急に病院へ搬送する必要がある方への到着を遅らせることになります。

別表1 過去5年救急出動件数



別表2 平成25年傷病程度別搬送人数



### ○その119番通報は本当に救急車が必要ですか？

救急車を以下のような誤った方法で利用していませんか？

- ・今日、受診予約を入れている
- ・病院で処方された薬が無くなった
- ・タクシーではお金がかかる
- ・早く診察してもらえる

119番通報する前に、救急車が必要か、自家用車やタクシーなどを利用できなかいか、今一度考えてみてください。

ただし、命にかかる病気やケガで緊急に病院へ行かなければならない場合は、迷わず119番通報してください。1分1秒を争う、命に危険がある方への対応が遅れることはあってはならないことです。



### ○こんな時は迷わず救急車を呼んでください！

- ・意識がない、またはもうろうとしている
- ・顔半分が動きにくい
- ・大量の出血を伴うケガ
- ・ろれつが回りにくい
- ・突然の激しい頭痛や腹痛、胸の痛み
- ・広範囲のやけど
- ・全身のけいれんなど

救急車の誤った利用は、緊急を要する方への対応が遅れ、救命率に影響が出る恐れがあります。救急車を本当に必要とする方のために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



★問い合わせ  
大船渡消防署住田分署  
☎46-2119

### COOP IWATE こんにちは！いわて生協です！

お家でお買い物  
個人宅配  
はじめませんか

☎ 0120-263-957 (通話料無料)

いわて生協けせん支部 大船渡市盛町字馬場23-5

省エネ家電のことなら当店へ。  
お気軽にご相談ください。



### クマガイ電化サービス

住田町上有住字八日町82  
☎ 48-2255 携帯 090-2845-1444

# お祝いお悔やみ

2月届出分（敬称略）

## ご結婚おめでとう

住所 氏名

川向中尾 錬太郎 ❤ 菜穂

## お誕生おめでとう

住所 子の名前 性別 親の名前

火の土 菊池 優菜 女 悠=美智子

日向 松田 香凜 女 昇=理恵

## お悔やみ申し上げます

住所 氏名 年齢 世帯主

窪田 大和田 フヂエ 86 淳夫

十文字 小田 尚孝 83 セチ子

世田米駅 山内 勇吾 78 本人

日向 菊池 宣一 85 忠雄

中上 岩間 正祥 58 本人

高瀬 吉田 寅一郎 99 敬一

火の土 千葉 三吉 78 カツ子

仁田代 高木 清 55 吉郎

山脈地 菊池 シノエ 79 忠夫

赤畑 菊池 保 71 哲也

土倉 紺野 マサ 89 かよ子

## 交通安全情報

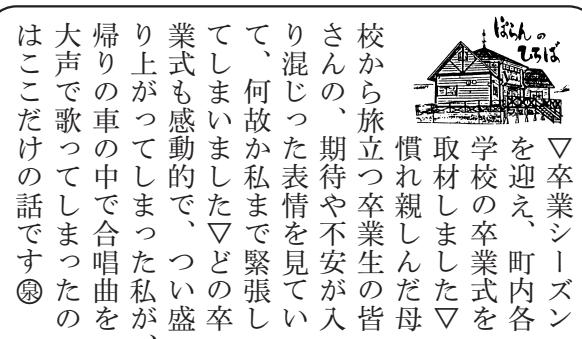
2月末日現在  
( )内は年累計

人身事故 1件 (2件)

物損事故 7件 (29件)

飲酒運転検挙者 0人 (0人)

『発進はチャイルドシートの笑顔見て』



□発行住田町

□〒029-2396

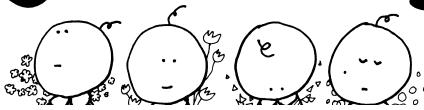
岩手県気仙郡住田町世田米字川向96番地1

☎0192-46-2111(代) FAX0192-46-3515

□URL <http://www.town.sumita.iwate.jp/>

□E-Mail sumita@town.sumita.iwate.jp

# とびだせちびっ子



187

◇このコーナーでは、町内のかわいい  
1歳児をご紹介します



お兄ちゃんから  
【大きくなつたら】  
一緒に遊ぼうね!

佐藤華音ちゃん(女)  
(孝雄さん・雅子さん・金成)

( )内は保護者名：地区名

## 町民の動き

( )内は前月比

平成26年2月末日現在

人口 6,106人 (-8)

男 2,962人 (-5)

女 3,144人 (-3)

世帯数 2,252世帯 (1)

## 4月の休日当番医

### 気仙医師会

診療時間…9:00～17:00

日	医療機関名	地区	電話番号
6日(日)	吉浜診療所	三陸	45-2007
13日(日)	及川皮膚科クリニック	盛	21-1227
20日(日)	石倉クリニック	大船渡	21-2525
27日(日)	越喜来診療所	三陸	44-2103
29日(火)	星こどもクリニック	大船渡	21-2611

### 気仙歯科医師会

診療時間…9:00～12:00

日	医療機関名	地区	電話番号
6日(日)	むらかみ歯科医院	竹駒	55-5150
13日(日)	広沢歯科医院	盛	27-4310
20日(日)	細川歯科医院	大船渡	27-4158
27日(日)	越喜来歯科診療所	三陸	44-2143
29日(火)	横沢歯科医院	世田米	46-3050

広報すみた 平成26年3月28日 (20)